

笑顔くらぶ公開講座「心に寄り添う聴き方とは」

つらいこと、悩ましいこと、孤独感のあるとき、話を聴いてあげること
で心が軽くなります。心に寄り添う「聴き上手」になる技を学びます。

と き 2月19日(月)

午後1時～4時

と ころ ガレリアかめおか2階第4研修室

講 師 中瀬真弓さん((福)京都市いのちの電話事務局長)

定 員 25人(先着順)

参加費 100円

主 催 お話訪問ボランティア「笑顔くらぶ」

申し込み 問 1月25日(木)から電話で(福)亀岡市社会福祉協議会

TEL23-6711

(市民力推進課)

亀岡生涯学習市民大学

《第7講座》

と き 1月27日(土)

午後1時30分～3時30分

(午後1時開場)

と ころ ガレリアかめおか1階響ホール

演 題 クラリネットの魅力～ピアノとともに～

講 師 河野美砂子さん(ピアニスト、歌人、京都市立芸術大学非常勤講師)、小谷口直子さん(京都市交響楽団首席クラリネット奏者)

その他 受講者多数で会場座席数に達した場合および本年度の受講申し込みがない人(当日受け付けの人)は、1階コンベンションホールで講座風景を視聴できます(当日、午後1時から入場整理券を受け付け時に配布)。

《第8講座・閉講式》

と き 2月10日(土)

午後1時30分～3時45分

(午後1時開場)

と ころ ガレリアかめおか2階大広間

演 題 亀岡と明治維新～丹波亀山から亀岡へ～

講 師 黒川孝宏(亀岡生涯学習市民大学学長、亀岡市文化資料館館長)

《共通》

受講料 無料(当日受け付け)

問 (公財)生涯学習かめおか財

団(ガレリアかめおか内)

TEL29-2700、FAX25-5881

電子メール

info@galleria.or.jp

(市民力推進課)

文化資料館連続講座(3回目)

と き 1月28日(日)

午後2時～4時

と ころ 文化資料館(古世町)

演 題 「ブータンのGNH(国民総幸福量)から考える亀岡の農業景観の意義」

内 容 アジアと日本を往来しながら、持続的農村発展について研究を進める講師に、ブータンとの比較の視点から気が付いたことをお話しいただきます。

講 師 安藤和雄さん(京都大学東南アジア地域研究研究所准教授)

その他 聴講無料。当日参加も可能ですが、できるだけ事前に申し込んでください。

共 催 京都大学東南アジア地域研究研究所実践型地域研究推進室

問 文化資料館(月曜日休館)

TEL22-0599、FAX25-6128

(文化資料館)

亀岡市在宅高齢者介護激励金・家族介護者慰労金を支給

	在宅高齢者介護激励金	家族介護者慰労金
対象者	基準日(平成30年2月1日)現在、次の要件の①～⑤すべてに該当する人	次の要件の①～⑤すべてに該当する人
要件①	介護保険の要介護3、4または5の認定を受けている65歳以上の人を在宅で介護していること	介護保険の要介護4または5の認定を受けている65歳以上の人を在宅で介護していること
要件②	要件①の認定を受けている人および介護者が市内に住所を有し、世帯全員が市府民税非課税世帯であること	
要件③	要件①の認定を受けている人と同居もしくは常時介護している配偶者または3親等内の親族であること	
要件④	平成29年度に激励金・慰労金の支給を受けていない人	平成29年度に慰労金の支給を受けていない人
要件⑤	要件①の認定を受けている人が、基準日(平成30年2月1日)に病院や介護保険施設、その他の社会福祉施設に入院・入所していないこと。また基準日前1年間に通算して3カ月を超えて入院・入所などしていないこと	要件①の認定を受けている人が、病院や介護保険施設、その他の社会福祉施設に通算して3カ月を超えて入院・入所などしていないこと。また、申請前1年間に介護保険のサービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を利用していないこと
支給額	3万円(年度1回限り)	10万円(年度1回限り) ※激励金の支給を受けた場合はその差額を支給
申請先	2月1日(木)から15日(木)までの間に、市役所1階高齢福祉課高齢者係(23番窓口)へ申請書を提出してください。	3月30日(金)までの間に、市役所1階高齢福祉課高齢者係(23番窓口)へ申請書を提出してください。
申請に必要なもの	申請書(市役所1階高齢福祉課にあります)▶印鑑▶通帳など口座番号が分かる書類(介護者が名義人であること) ▶平成29年度市府民税非課税証明書(平成29年1月1日現在で亀岡市以外に住民登録をしていた場合のみ)	

問 市役所1階高齢福祉課(23番窓口) TEL25-5032、FAX24-3070

(高齢福祉課)

確定申告はガレリアかめおかの申告相談会場を活用してください!

開催日や時間など詳細は、園部税務署(TEL0771-62-0340)まで